

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則及び国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</p> <p style="text-align: center;">(平成18年達示第21号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム（以下「<u>トップレベル拠点プログラム</u>」という。）又は<u>最先端研究開発支援プログラム</u>（以下「<u>最先端プログラム</u>」という。）により特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 年俸制特定教員の俸給月額を、<u>別表第2に掲げる額</u>とする。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(職務内容)</p> <p>第8条 特定拠点教員は、トップレベル拠点プログラムを実施するための研究拠点又は<u>最先端プログラム</u>を実施するための施設において研究に従事する。</p> <p>(俸給)</p> <p>第9条 特定拠点教員の俸給月額は、<u>別表第3に掲げる額</u>とする。<u>ただし、特に必要と認めるときは、同表に定める額以外の額とすることができる。</u></p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて当該拠点の長が決定するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(契約期間)</p>	<p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム（以下「<u>トップレベル拠点プログラム</u>」という。）又は<u>iPS細胞研究プログラム</u>（再生医療実現拠点ネットワークプログラムを実施するため他のプログラム、プロジェクト等と複合せることについて認定を受けたプログラムをいう。以下同じ。）により特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> <p>(3)～(8) (同 左)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 年俸制特定教員の俸給月額は、<u>30万円から220万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(職務内容)</p> <p>第8条 特定拠点教員は、トップレベル拠点プログラムを実施するための研究拠点又は<u>iPS細胞研究プログラム</u>を実施するための施設において研究に従事する。</p> <p>(俸給)</p> <p>第9条 特定拠点教員の俸給月額は、<u>30万円から220万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(俸給)</p> <p>第12条の2 特定外国語担当教員の俸給月額は、<u>30万円から170万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。</p> <p>(契約期間)</p>

改正前	改正後
<p>12条の2 特定外国語担当教員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 第4条及び第7条第1項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第15条 特定病院助教の俸給月額は、別表第4に掲げる額とする。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。</p> <p>第16条 第7条第1項及び第12条の2の規定は、特定病院助教に準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第18条 特定専門業務職員の俸給月額は、別表第5に掲げる額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第22条 特定職員の俸給月額は、別表第5に掲げる額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条 特定職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第26条 特定研究員の俸給月額は、別表第6に掲げる額とする。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第28条 第6条及び第20条第1項の規定は、特定研究員に準用する。</p>	<p>12条の3 (同左)</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 第7条第1項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(俸給)</p> <p>第15条 特定病院助教の俸給月額は、<u>30万円から65万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第16条 第7条第1項及び<u>第12条の3</u>の規定は、特定病院助教に準用する。</p> <p>(俸給)</p> <p>第18条 特定専門業務職員の俸給月額は、<u>30万円から90万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(俸給)</p> <p>第22条 特定職員の俸給月額は、<u>30万円から90万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条 特定職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、トップレベル拠点プログラム又は<u>iPS細胞研究プログラム</u>により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>(俸給)</p> <p>第26条 特定研究員の俸給月額は、<u>25万円から80万円までの範囲で1万円単位の額</u>とする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(準用)</p> <p>第28条 第6条及び第20条第1項の規定は、特定研究員に準用する。</p>

改正前

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合（無期転換した場合を除く。）は、これを準用しない。
（後略）

別表第1（略）
別表第2

俸給月額	
A	400,000円
B	450,000円
C	500,000円
D	550,000円
E	600,000円
F	650,000円
G	700,000円
H	750,000円
I	800,000円
J	850,000円
K	900,000円
L	950,000円
M	1,000,000円
N	1,050,000円
O	1,100,000円
P	1,150,000円
Q	1,200,000円
R	1,300,000円
S	1,400,000円
T	1,500,000円
U	1,600,000円
V	1,700,000円

別表第3

俸給月額	
A	400,000円
B	450,000円
C	500,000円
D	550,000円
E	600,000円
F	650,000円
G	700,000円
H	750,000円
I	800,000円
J	850,000円
K	900,000円
L	950,000円

改正後

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、トップレベル拠点プログラム又は **IPS** 細胞研究プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合（無期転換した場合を除く。）は、これを準用しない。

別表（同左）
（別表第2～第6は削除）

改正前		改正後	
M	1,000,000円		
N	1,050,000円		
O	1,100,000円		
P	1,200,000円		
Q	1,300,000円		
R	1,400,000円		
S	1,500,000円		
T	1,600,000円		
U	1,700,000円		
V	1,800,000円		
W	1,900,000円		
X	2,000,000円		
Y	2,100,000円		
Z	2,200,000円		
別表第4			
俸給月額			
A	350,000円		
B	400,000円		
C	450,000円		
D	500,000円		
E	550,000円		
F	600,000円		
G	650,000円		
別表第5			
俸給月額			
A	350,000円		
B	400,000円		
C	450,000円		
D	500,000円		
E	550,000円		
F	600,000円		
G	650,000円		
H	700,000円		
I	750,000円		
J	800,000円		
K	850,000円		
L	900,000円		
別表第6			
俸給月額			
A	300,000円		
B	350,000円		
C	400,000円		
D	450,000円		
E	500,000円		
F	550,000円		
G	600,000円		

改正前		改正後	
H	650,000円		
I	700,000円		
J	750,000円		
K	800,000円		
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の手当の月額は、300,000円までの範囲内の額とする。</p> <p>3 拠点手当の支給される教員の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。</p> <p>(後 略)</p>		<p>(拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の研究拠点において研究に従事する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の俸給月額に関する特例を定める規則(平成22年達示第11号)は、廃止する。</p>	